

# 森林認証材の普及を巡る新たな環境

藤原 敬 / 全国木材組合連合会常務理事

最近、違法伐採対策など森林認証材を巡る環境は大きく動きつつある。そこで全国木材組合連合会常務理事の藤原敬さんに、最新の森林認証材を巡る動向について紹介していただく。

## 川下側からの関心が高まる森林認証材



社全国木材組合連合会常務理事 藤原敬さん

本誌、昨年6・7月号での「木材認証の時代」という特集で、「木材認証の時代を読む」という話をさせて頂いてから、森林認証について本誌で特集が組まれるのは、本年3月号「SGE C森林認証・新展開」、そして今月号の「森林認証材で勝負する視点」で3回目になる。いかに関係者の関心が高まっているかという証拠だが、この一年間の森林認証材を巡る、特に川下側の動きは注目すべきものがある。森林認証は、消費者や企業の調達担当者の関心に依って、それらの方が普通ではふれることができない森林管理と木材生産についての社会・経済・環境的な側面からの情報を伝達していくという試みである。一般的に商品の選択は、

性能・価格・デザインなど消費者が直接手にとって確認できる情報をもとに行われるのだが、近年、市場の環境指向といわれるように、生産過程の環境などに関する情報にも配慮されるようになってきている。1年前、私は「木材は環境に優しいというけれど、グリーン購入法や、企業のグリーン調達、CASBE (建築物総合環境性能評価システム) などの緑の建築基準など川下側の整備はどんどん進んでいるのに、うまく木材側が乗り切れていない面がある」という話をさせて頂いた。本稿では、その後の全国木材組合連合会の業務、あるいは、ウッドマイルズ研究会などの「課外活動」を通じて得られた、森林認証材にまつわる「市場

の環境指向」について、最近の動きを紹介したい。

## 違法伐採問題とグリーン購入法

森をめぐる市場の環境指向という点で、第1のトピックスは、なんといっても違法伐採対策の一環として日本政府がグリーン購入法で合法性が証明された木材を優先購入することとした、ということである。中央官庁、国の地方の優先機関、国立大学法人、独立行政法人などグリーン購入法で義務づけられている調達担当者が、自己の機関が調達する木製家具、文具などの原料となる木材の合法性・持続可能性を確認する必要に迫られており、このために、林野庁は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を発表した。閣議決定されたグリーン購入基本計画では「原木についての合法性および持続可能な森林経営がいとなまれている森林からの産出

にかかる確認を行う場合には、「この林野庁のガイドラインに「準拠して行うものとする」としている。このガイドラインは「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明方法」として「業界団体の認定による証明方法」など3つの証明方法を規定しているが、真っ先に記述されているのが、「森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法」である。具体的な記述は以下の通りとなっている。

グリーン購入法による合法性が証明された木材の調達は、本年4月に施行されているが、半年間の猶予期間をへて10月から調達窓口で証明書の提示をもとめることとされている。グリーン購入法が義務づけられている全国の調達窓口の担当者が必ず参照すべき文獻の中に、森林認証制度という文言が入った意味は、森林認証制度を普及していく意味で大変大きな意味がある。そして、同法で義務づけられている国の機関のみならず、同法が努力義務を課

- (1) 森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法  
概要

① 森林認証制度及びCOC認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入入できるような制度であり、これを活用する。

② 留意事項  
合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がCOC認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。

している地方公共団体の調達、またさまざまなグリーン調達をアピールしよ

レベル	基準
レベル1	(評価しない)
レベル2	(評価しない)
レベル3	構造躯体に持続可能な森林から産出された木材が使用されていない、または確認することができない。
レベル4	構造躯体の一部に持続可能な森林から産出された木材が使用されている。
レベル5	構造躯体の過半に持続可能な森林から産出された木材が使用されている。

す3つの評価の分野にわかれて、合計6つの以下の分野で評価を行うこととしている。

これらの項目の下に52項目の具体的な項目があり、Qの合計LRの合計で除した数値を環境効率(BEE)と定義し、この指数によって建築物環境配慮

を5段階に評価することとしている。

木材が関係するのは、主としてLR2の分野であるが、その中の細部評価項目に1. 省資源、廃棄物抑制に役立つ材料の採用、1.1 構造躯体 1.1.1 木質系住宅があり、そこには以下の5つの評価レベル(実務的には3段階)が記載されている。(同マニュアル106頁)

そして、「持続可能な森林から産出された木材」には以下のような「語句の説明」が付けられている。(同マニュアル104頁)

わが国の建築物の環境評価を行うマニュアルの中に、森林認証材が初めて規定されることとなった意義は大きい。実は、先行する大規模建築物の評価基準となっているCASBEEの本体では、同様に「持続可能な森林から生産された木材」という記述があるが、その定義の記述の中では「日本では、諸外国のような持続可能な林業が行われている森林を原産地と証明する国産制

【持続可能な森林から産出された木材】

「持続可能な森林から産出された木材」とは、持続可能な管理がなされている森林から産出された木材を意味し、生産国の法規(森林法等)に基づいた管理、計画的な伐採が実施され、正規ルートで入手された木材のうち、以下のいずれかの条件を満たすものを言う。

- ① 持続性を持った管理が行われていることが確認できる森林から産出された木材(FSC認証材等第三者機関に認証された木材)
- ② 「グリーン購入法」によって特定調達品目として指定された間伐材を使用した製材・集成材・再生木質ボード等

度は未整備で、かつ、これらのスタンブや極印などにより証明されているこ

## CASBEEと森林認証材

うと考えている企業の調達にも波及する兆しを見せているところである。

環境負荷の少ない建築物をランク付けして消費者や調達者にアピールする「緑の建築基準」が各国で開発されており、「持続可能な森林から生産された木材」の調達など建築用の資材の調達の環境配慮などに影響を与えている。わが国では、国土交通省の主導の下に(財)建築環境・省エネルギー機構(IBE)内に設置された委員会において「CASBEE」(建築物総合環境性能評価システム)が開発され、2003年より大規模建築物を評価する方法として運用されてきた。これまで、名古屋市、大阪市などの建築許可行政の中に義務づけられる動きとなっており、評価事例が蓄積されている。この7月には新たに「CASBEE-すまい(戸建)」「CASBEE-評価マニュアル」

が公表されたところである。

同マニュアルでは、そのねらいを「戸建住宅は、日本にある住宅の約半分を占め、毎年約50万戸建設されている。これらがより良い住環境を提供し、長く使われ、省エネルギーや省資源に配慮されていけば、日本全体の環境負荷を大きく削減することができ、また、日本全体の住生活の質を向上させることができる。CASBEE-すまい(戸建)のねらいは、このような優良な住宅ストックを日本中に増やすことである」と記述し、建築行政サイドの期待の大きさを示している。木材の主要な供給先である住宅分野における環境負荷の削減をねらったこのマニュアルは、木材業界ひいては林業に幅広く影響もたらすものである。

CASBEEの概要を同マニュアルから見てみよう。CASBEE-すまい(戸建)は、戸建住宅の総合的な環境性能を、戸建住宅自身の環境品質・性能(これをQualityの「Q」とする)

と、戸建住宅が外部に与える環境負荷(これをLoadの「L」とする)の2つに分けて評価することとしており、さらに、QとLにはそれぞれ以下に示

環境品質・性能(Q)が高いことを評価する

- Q1 室内環境を快適・健康・安心にする
- Q2 長く使い続ける
- Q3 まちなみ・生態系を豊かにする

環境負荷(L)を低減する取り組みを(LR)で評価する

※LRは環境負荷低減性と呼びLoad Reductionの略

- LR1 エネルギーと水を大切に使う
- LR2 資源を大切に使いゴミを減らす
- LR3 地域環境に配慮する

採問題が解決するのはもちろんのこと、持続可能な森林経営から産出されたものに限られるべきである」という、もっともな、また、反論がたい主張である。

気候変動枠組み条約は1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」（地球サミット）で合意されたが、同じ会議で全ての国の持続可能な森林経営を実現するため法的な拘束力を持つ国際森林条約をつくらうという動きがあった。残念ながら、熱帯林を抱える開発途上国の反対で法的拘束力のある条約を作ることができず、その後も遅々として進展していかない。このようななかで、気候変動枠組み条約という強力な地球環境問題を管理する全く別のスキームの発展によって、持続可能な森林経営の法的枠組みを作り出す緊急性が高まってきたといえる。持続可能な森林経営の実践的定義という面で国レベルの議論に先行してきた森林認証制度が、こ

うした面から脚光を浴びる可能性を持っている。

**環境指向の市場の動向に向き合うスタンスが大切**

以上、個人的な体験もふまえて森林認証材についての最近の動きを紹介してきた。この一年間の動きは、消費者や調達者の環境指向という動きを背景にししながら、グリーン購入法・建築基準法などの国の行政制度と、建築関係者・環境NGOなどの木材の需要サイドの動きが結びついて、森林認証材を普及する新たな動きが生まれており、それに林業や木材業界が対応を迫られているという構図である。また、地球環境条約という国際政治における強力な枠組みの発展が、森林認証材を国際政治の舞台に引き出す可能性をもっている。

林業・木材業界としては、上記の動きを受けて、業界団体認定制度の普及

により合法材の供給システムを作り出すという、前代未聞の課題に挑戦中であり、一定の成果を上げつつあるというのが、現状である。環境指向の消費者や調達者の動きに、面と向かって業界全体が対応するというこの貴重な経験を通して、その先にある森林認証材と業界の関係の新たな展望が開かれることを願っている。

**全林協の本**

**■森林認証と林業・木材産業**

全林協編

森林認証がどのような背景で誕生し増えているのかを明らかにすることも、今後の林業・木材産業のあり方を探る。

(定価 1155円)

とが明示された木材は流通していない」とされており、そこで、「現実的には：国内、外国産の様々な樹種の針葉樹材も持続可能な森林から伐採されていると見なすことができる」（CASBE Eマニユアル1（2003）（109頁））という奇妙な記述になっている（その後、2004年版以降は「日本国内から産出された針葉樹材」と変更）。この点について、過去に開発担当者との意見交換をした経緯があるが、「認証材などの普及が確認されるようになればいつでも改訂する用意がある」との答えが返ってきていた。

現在の所CASBE E本体の方の記述は改訂されていないようであるが、今回のCASBE Eすまい（戸建）試行版での記述の改訂は、森林関係者の努力によって森林認証材がわが国でも市民権を得られてきた査証だということができるだろう。

CASBE E本体についての記述の改訂など、今後の課題があるが、着実に

森林認証材が関係者の期待を集めていることがわかる。また、CASBE Eの普及により、評価の対象となる建築物の設計者・施工者が森林認証材の入手可能性について検討をすることになるといことは、森林認証材の普及にとって重要なステップとなるだろう。

**温暖化対策の議論と持続可能な森林経営**

森林認証材にまつわる市場の環境指向を巡る話題の最後は、京都議定書の今後の方向と関係している。私は最近気候変動枠組み条約の途上国側のリーダーとなっているツバルの交渉担当者イアン・フライ氏と話をする機会があった。

ツバルは南太平洋の人口約1万人、面積26㎢の漁業を主産業とする小さな島である。この目立たない国が国際政治の中で皆の注目を浴びるようになったのは、地球温暖化によって、南太平洋の最大標高5mというツバルのよう

な国においては、海面が上昇し自国が消滅してしまう危機にあるからである。ツバルのような条約目的と国益がもっとも重なる国は小島嶼国連合を形成し、条約交渉の中で重要なプレーヤーとなっているが、イアン・フライ氏はそのスポークスマンの役割を果たしている。

ご案内のように温暖化問題についての途上国側の主張の基本は、「先進国は排出削減にこそ真剣に取り組むべきものであり、森林や木材を吸収源としてカウントすることは排出源への努力を回避することになる」というものである。そこで、私が森林や木材について吸収源対策の重要性を主張し、イアン・フライ氏を説得するという構図となった。

条約目的から森林や伐採後の木材の吸収源としての役割について議論を進めていくと、すぐ出てくるのは、「どんな木材でも吸収源としてカウントするのはおかしいのではないか？違法伐